

◎災害により住宅に被害を受けた方へ大切なお知らせです。  
**被災した住宅に対して、ブルーシートの展張等  
について支援制度があります**

**○支援の内容**

(以下の修理に要する費用の助成もしくは資材の提供)

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住宅へのブルーシートの展張
- 損傷を受けた住宅の外壁や窓ガラスへのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の侵入の防御
- アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張

**○対象者**

• 災害救助法が適用された災害により住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受けた者。

ただし、その住宅に居住していることが条件となります。

●被害の程度がご不明な場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。

**○費用の助成**

- 53,900円

※市から施工者に直接支払います。  
※上限額を超える部分は自己負担となります。

**○資材の提供**

- ブルーシート
- 土のう袋
- 防水テープ
- マイカ線（ロープ）

**○期間**

- 災害発生の日から10日以内

**◆問い合わせ先**

制度の活用、相談については、下記にお問い合わせください

福岡市役所 財政局 アセットマネジメント推進課（市役所3階）

TEL：092-733-5426

詳細な手続きについては裏面をご参照ください。

## ○修理の範囲

災害の被害と直接関係のある修理（屋根・外壁などの補修）  
※内装は原則対象外

### ☆被災から修理完了までのポイント

- 写真の撮影は必須です。（工事前・工事後）
- 資材費及び修理費等が対象です。
- 市から無償で提供された資材を使用する場合、資材費は対象外です。  
※市から提供可能な資材  
ブルーシート、土のう袋、防水テープ、マイカ線（ロープ）
- 既に修理に着手していても、施工者への支払いに至っていない場合、助成を受けられます。

## ○提出書類

### 被災者が準備するもの

- 住宅の緊急修理申込書
- 修理前の被害状況が分かる写真（書類）

### 施工業者が準備するもの

- 修理見積書
- 工事完了報告書
- 工事写真  
（施工前、施行後）

### イメージ図 大まかな手続きの流れ

